

訪問看護利用料金表（医療）（令和6年6月1日付）

1. 訪問看護療養費

健康保険に関する指定訪問看護を利用されるときには、以下のとおり利用料金が発生します。

ご自身の医療保険被保険者証に記載されている負担割合（1割、2割、又は3割）で支払額が変わります。

健康保険の対象にならないサービスを利用される場合は、その他の利用料として所定の金額をお支払いいただきます。

なお、以下の料金は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、以下の料金も自動的に改定されます

ので、その場合は速やかに改定後の料金を書面でお知らせします。

項目	内容	金額
・75歳以上の方 ・65～74歳で一定の障害の状態にあることで認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	現役並みの所得がある方	指定訪問看護に要する費用の3割
・70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
・6歳（就学後）～69歳の方 （各保険により異なる）	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の3割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください

指定訪問看護に要する費用の種類と金額

訪問1回につき

項目	内容	ご利用料金				
		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 1日につき	看護師	週3回目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目を以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師	週3回目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目を以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同じ日に同じ建物の居住者に訪問する場合 1日につき	看護師	2人以下 週3回目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目を以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		3人以上 週3回目まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目を以降	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師	2人以下 週3回目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目を以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		3人以上 週3回目まで	2,530円	253円	506円	759円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2人以下	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		3人以上	2,780円	278円	556円	834円
基本療養費（Ⅲ） 入院中の外泊時に訪問する場合1回もしくは2回		8,500円	850円	1,700円	2,550円	

基本療養費Ⅰ、Ⅱに加算されるもの

訪問1回につき加算されるもの

項目	内容	ご利用料金				
		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	同一建物内2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
厚生労働大臣が定める疾病等又は特別訪問看護指示書の交付を受けて必要に応じて1日に2回または3回以上訪問した場合	1日3回以上訪問	同一建物内2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目を以降	2,000円	200円	400円	600円

同一建物内2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
-----------	--------	------	------	--------

複数名訪問看護加算	同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間：午後6時～午後10時	2,100円	210円	420円	630円
	早朝：午前6時～午前8時				
深夜訪問看護加算	午後10時～早朝6時	4,200円	420円	840円	1,260円

週1日につき加算されるもの

項目	内容	ご利用料金			
		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
長時間訪問看護加算	特別管理加算、特別訪問看護指示の対象者（90分を超える訪問）	5,200円	520円	1,040円	1,560円

訪問看護管理療養費1	月の初日	7,440円	744円	1,488円	2,232円
	月の2日目以降（1日につき）	3,000円	300円	600円	900円

訪問看護管理療養費に加算されるもの

1回につき加算されるもの

項目	内容	ご利用料金			
		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
在宅患者連携指導加算	他の保健医療機関と月2回以上文書等で連携や指導を行った場合	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時1回あたり（月2回まで）	2,000円	200円	400円	600円

月に1回加算されるもの

項目	内容	ご利用料金			
		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	常時電話相談等対応、必要に応じた緊急時訪問看護を行う場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある場合	2,500円	250円	500円	750円
		5,000円	500円	1,000円	1,500円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等、介護業務に従事する者に対し必要な支援を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料（1）		780円	78円	156円	234円

1回のみ加算されるもの

項目	内容	ご利用料金			
		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定し厚生労働大臣が定める疾病の利用者	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院日、在宅での療養上必要な指導を行った場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅において	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等において	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

※週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））／多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎

上記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能

2. その他の利用料（指定訪問看護にかかる費用に含まれない額）
保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

項目	内容	金額
長時間利用料	2時間を超えて訪問看護を提供する場合 基本利用料に加算する利用料金	30分ごとに500円
時間外利用	基本利用料金に加算する利用料金	
夜間、早朝加算	夜間：午後6時～午後10時	1時間まで2,100円
	早朝：午前6時～午前8時まで	1時間まで2,100円
深夜加算	午後10時から午前6時まで	1時間まで4,200円
休日利用料	休業日	1時間まで1,000円
交通費	通常の事業実地地域を越える場合	1kmにつき50円
永眠時のケア	訪問看護に連続して行われる処置に係わる利用料金	10,000円
キャンセル料	サービス実施日の前営業日の午後5時までに連絡がない場合	基本利用料金の半額
その他の利用料	日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料金	実費相当額